

### <資料の有/無>

- 1. 新エネルギー等の利用の義務づけの必要性について……………P. 1  
参考・参考資料  
・総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会報告書抜粋
- X 2. 電気事業分野のみを義務対象とする理由……………P. 5
- 3. 本法案と地球温暖化問題との関係について……………P. 6  
参考・新エネの利用の義務づけと代エネ対策・CO<sub>2</sub>対策との関係  
・地球温暖化対策の方針（内閣官房作成資料より抜粋）  
・総合資源エネルギー調査会総合部会／需給部会報告書抜粋
- X 4. 目的規定について【本則第1条】……………P. 11  
参考・「適切な」の語句の用法について  
・諸外国の類似法制の目的規定について
- 5. 電気事業分野のうち小売事業者のみに義務を課す理由【本則第2条第1項】……………P. 15  
参考・特定電気事業の現状  
・特定規模電気事業の現状
- 6. 「新エネルギー等」の定義について【本則第2条第2項】……………P. 18  
参考・辞典その他の文献における「新エネルギー」の定義  
・法令における「新エネルギー」の用法  
・他法の用例（容器包装リサイクル、障害者雇用促進法）  
・新エネ法制定時の議論と、近年の「新エネルギー」の定着性  
・中小水力の扱いについて  
・「太陽熱」発電と「太陽光」発電について
- 7. 新エネルギー等の賦存量と義務量（基準利用量）設定の公平性について……………P. 26  
参考・賦存量と各社の電力販売量との関係
- 8. 各電気事業者の新エネルギー等の利用の実績……………P. 28
- X 9. 諸外国における類似法制について……………P. 29
- 10. 新エネルギー等電気利用目標について【本則第3条】……………P. 30  
参考・新エネルギー等電気利用目標の具体的イメージ  
・新エネルギー等電気利用目標の変更について
- 11. 義務量（基準利用量）の算定について【本則第4条】……………P. 39  
参考・本則第4条の算定方法のイメージ  
・基準利用量の届出に係る新規参入者の取扱いについて
- 12. 義務量（基準利用量）の肩代わり及び緊急時の減少【本則第6条及び第7条】……………P. 42
- X 13. 命令の発動要件について【本則第8条第2項】……………P. 43
- 14. 設備認定について【本則第9条】……………P. 44  
参考・電気事業法の事務規則及び保安規制による取得情報
- X 15. 帳簿の記載について（法11条関係）……………P. 46
- X 16. 関係法案との罰則の比較について……………P. 47  
参考・法人への重科を必要としない理由
- 17. 義務量（基準利用量）の算定に係る経過措置の必要性【附則第2条】……………P. 48  
参考・附則第2条の算定方法のイメージ
- X 18. 政令又は省令への委任事項……………P. 50



## 新エネルギー等の利用の義務づけの必要性について

1. 近年、石油依存度の低下傾向が停滞する中、原油の中東依存度はむしろ上昇していることなどにより、我が国にとって至上命題であるエネルギーの石油代替施策の推進は一層重要性が高まっている。
2. 石油代替エネルギーについては、従来石炭、天然ガス、原子力等が大きな割合を占めており、風力、太陽光などの新エネルギー（以下単に「新エネルギー等」という。）も政府の支援策等により普及が進み始めてはいるが、未だに大きなウェイトを占めるには至っていない。これら石油代替エネルギーのうち、石炭や天然ガスについては、CO<sub>2</sub>排出抑制の要請が働き、これ以上の導入には限界がある。また、原子力については、安全性等をめぐって議論があり、2010年度までに16～20基の原発増設が見込まれていた供給計画において13基に削減されるなど抑制の動きがある。さらに、大規模水力についても適地が減少している上、ダム建設に伴う環境破壊の問題がある中で、今後増加が見込まれる状況にない。このように見ていくと、今後の石油代替エネルギー政策としては新エネルギー等の利用を大幅に促進していくことが必要不可欠である。
3. しかしながら、新エネルギー等の普及が今後期待される電気分野については、CO<sub>2</sub>排出抑制に資する等のメリットがあり、また、潜在量は石油代替エネルギーの約35%にも上ると推計されるなど石炭、天然ガス、原子力にも匹敵する存在たり得るにもかかわらず、石油代替エネルギーに占める新エネルギー等による電気の割合は90年代初頭の██%から99年には██%を切るまでの下降傾向にあり、従来通りの振興法を中心とした施策のみでは前進が望めないのが現状。これに加えて、今後自由化の一層の進展に伴う電気事業者間の競争激化により、放置しておけば、新エネルギー等の利用はその低い経済性のため、さらに鈍化するおそれがある。
4. このため、省エネルギーと同様に、義務づけという手法により新エネルギー等の利用の促進を図る必要がある。これにより、新エネルギー等による電気を1999年度の約██kWhから2010年度には約██kWhへと██に拡大させ（約██kWhは、██の総販売電気量の約██以上に相当。電力分野のみを対象とすることについては別紙参照。）、石油代替エネルギーに占める新エネルギー等による電気の割合を約██%から約██%に向上させることとする。
5. また、2010年度以降も引き続きより高い目標を目指すことにより、新エネルギー等の利用の先進地域である欧米諸国の水準まで次第に近づけていくこととしている。なお、このような欧米諸国においても同様に、近年、電気事業者が新エネルギー等を利用して得られる電気の買取りを義務づける規制法を制定している。



**参考資料**  
**(新エネルギー等の利用の義務づけの必要性について)**

○石油依存度の低下傾向の停滞

	73年(オイルショック)	85年	99年
石油依存度	78%	56%	52%
原油の中東依存度	78%	→	85%

○石油代替エネルギーに占める各エネルギーのウエイト

	石炭	原子力	天然ガス	大規模水力	新エネ等	(うち電気)
1985年	44%	22%	20%	11%	4%	(1%)
1999年	36%	27%	27%	7%	3%	(1%)
2010年 (目標値)	34%	25%	28%	6%	7%	(3%)

○原発立地の計画の下方修正

- ・昨年時点までは、2010年までに原発20基の運転開始を予定していたが、平成13年度電力供給計画においては、わずか13基に下方修正した。
- ・2010年までの運転開始を新たに断念した原発7基分の規模は総計約594億kWh。

○新エネ等電気潜在量 石油代替エネルギー供給量の約███%  
 原油換算約███kl (注)

注)

内訳	原油換算量(万kl)
風力発電	372
太陽光発電	6,841
地熱発電	72
中小水力発電	███
廃棄物発電	930
バイオマス発電	1,449
合計	███(███%)
(参考)石油代替エネルギー供給量(1999)	28,400

(参考資料)

資源エネルギー調査会新エネルギー一部会報告書 (2001年6月)

p.10 抜粋

## II 新エネルギー導入の意義と課題

### 1. 新エネルギー導入の意義

新エネルギーは、二酸化炭素の排出が少ないこと等環境へ与える負荷が小さく、資源制約が少ない国産エネルギー、又は石油依存度低下に資する石油代替エネルギーとして、エネルギー安定供給の確保、地球環境問題への対応に資することから、持続可能な経済社会の構築に寄与するとともに、さらに新エネルギーの導入は新規産業・雇用の創出等にも貢献するなど様々な意義を有している。

このような新エネルギーが有する様々な意義を整理すると以下のとおり。

#### (1) エネルギー安定供給の確保に資する石油代替エネルギー

我が国のエネルギー供給構造の脆弱性を克服し、安定的なエネルギー供給を実現するためには、引き続き石油依存度の低減を図ることがエネルギー政策上の基本的な考え方である。この中で、純国産の石油代替エネルギーである新エネルギーは、資源制約が少ないことから持続可能性が極めて高く、潜在的に一定の供給力を担う可能性を有するため、その導入を促進することは我が国のエネルギー安定供給の確保に資するものである。

#### (2) 環境に与える負荷が小さいクリーンエネルギー

新エネルギー、中でも、供給サイドの新エネルギーは、エネルギー発生の過程において追加的な二酸化炭素の排出がなく、NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>の排出が少ないこと等から、化石エネルギーと比較して環境への負荷が相対的に低いクリーンなエネルギーである<sup>4</sup>。また、需要サイドの新エネルギーについても、そのエネルギー効率が高い場合には、使用する化石エネルギーの低減が可能となるため、二酸化炭素等の排出を削減し、環境への負荷を低減し得るものである。



本法案と地球温暖化問題との関係について

1. 本法案は、我が国の石油依存度低減、エネルギー・セキュリティの確保に加え、地球温暖化をはじめとする地球環境問題への対応の必要性の高まりにも応えるべく制定するもの。

2. これは、平成5年に省エネ法及び代エネ法をエネルギー需給構造高度化のための一括法で改正した際と同じ整理である。その際、両法の目的規定は以下のように改正されている。

(省エネ法)

(旧)

この法律は、燃料資源の大部分を輸入に依存せざるを得ない我が国のエネルギー事情にかんがみ、燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(新)

この法律は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(代エネ法)

(旧)

この法律は、石油代替エネルギーの開発及び導入を総合的に進めるために必要な措置を講ずることにより、我が国経済の石油に対する依存度の軽減を図り、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(新)

この法律は、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、石油代替エネルギーの開発及び導入を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

3. すなわち、両法とも従来のエネルギー・セキュリティの確保という目的に加え、近年顕在化してきた地球温暖化問題等の環境問題への対応や国際的なエネルギー需給動向の変動への配慮をも法目的に取り込むために「内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた」あるいは「内外の経済的社会的環境に応じた」と法目的を変更し、これを「エネルギー需給構造の高度化」という概念で一括りにしているものであり、本法案においても同様にエネルギー・セキュリティに加えこれらをも法目的に含むものである。

4. なお、先般取りまとめられた内閣の基本方針においては、省エネルギーの推進や新エネルギー等の利用の増進は、地球温暖化対策を主たる目的とするものとして位置づけられているわけではないが、二酸化炭素の排出抑制に資するものであるため、地球温暖化対策に関連する施策として位置づけられている。

5. また、総合資源エネルギー調査会のエネルギーの長期需給見通しでは新エネルギー等に関する 2010 年度の目標量を 1999 年の約 3 倍（石油代替エネルギーの約 7%）に設定した。新エネルギー等について本見通しに掲げる目標が達成されれば、二酸化炭素について 900 万 t-C を越える削減を図ることができ、これは地球温暖化対策推進大綱（平成 10 年 6 月地球温暖化対策推進本部決定）に掲げられた温室効果ガスの 6% 削減を実現するために必要不可欠のこととして、総合資源エネルギー調査会の答申（平成 13 年 7 月）に盛り込まれている。このように、本法案は二酸化炭素の排出抑制にも貢献するものである。



# 新エネの利用の義務づけと代エネ対策・CO<sub>2</sub>対策との関係

## 石油代替エネルギー対策の目標

(ポイント)

石油依存度：1999年度には58%であったものを、2010年度には45%程度まで低減。石油代替エネルギーの各エネルギーの内訳は以下の通り。

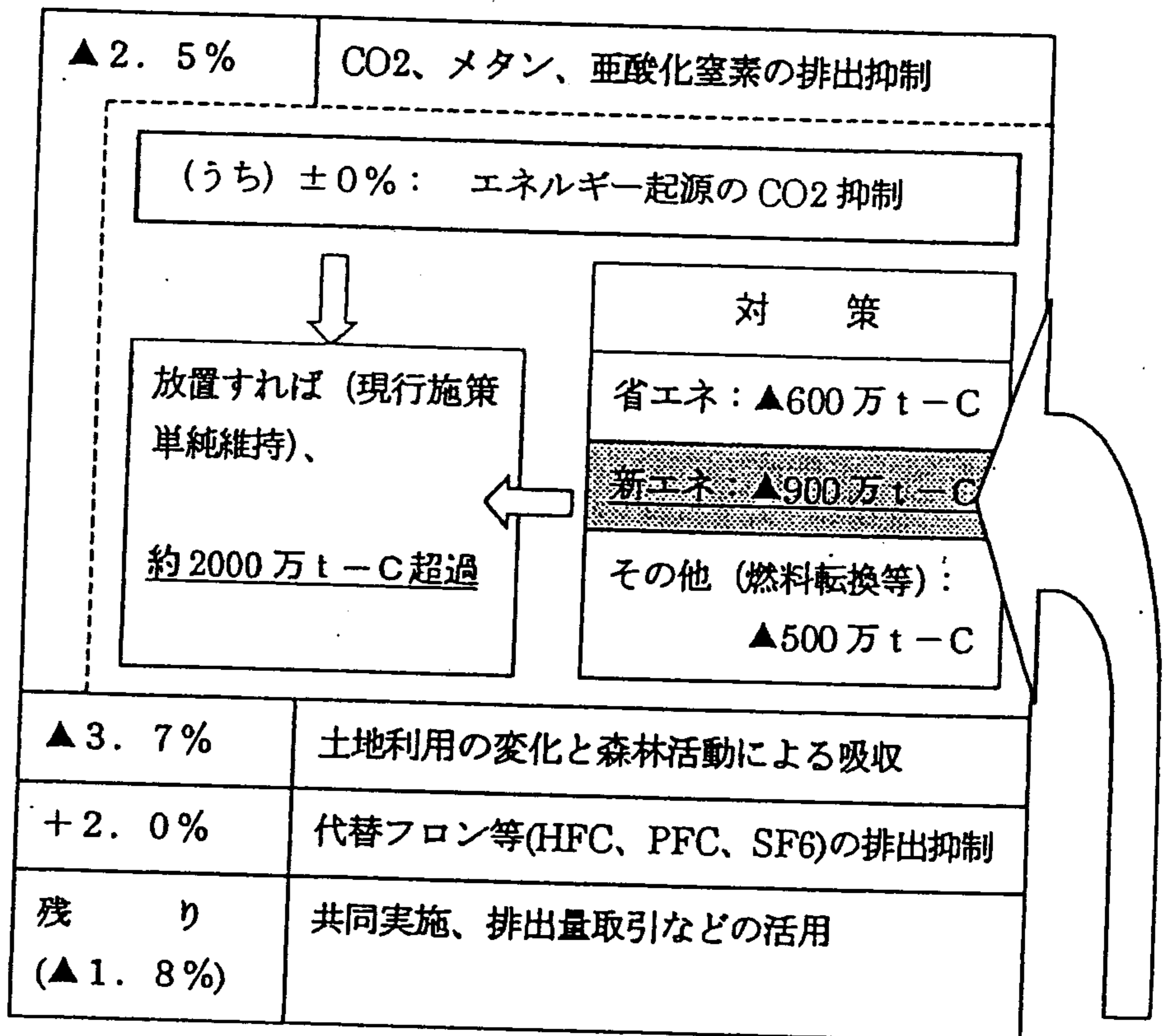
項目	1999年度 (構成比)	2010年度(目標) (構成比)
石炭	36%	34%程度
天然ガス	27%	25%程度
原子力	27%	28%程度
大規模水力	7%	6%程度
新エネルギー等 (うち電気)	3% (1%)	7%程度 (3%程度)

(エネルギーの長期需給見通し)

## 温室効果ガス対策の目標

(ポイント)

エネルギー起源CO<sub>2</sub>：287百万t-C程度(90年度の水準)に削減



新エネの利用の義務づけは、2つの異なる対策において、それぞれ位置づけられている

石油依存度低減、  
エネルギー・セキュリティ確保

地球環境問題への対応

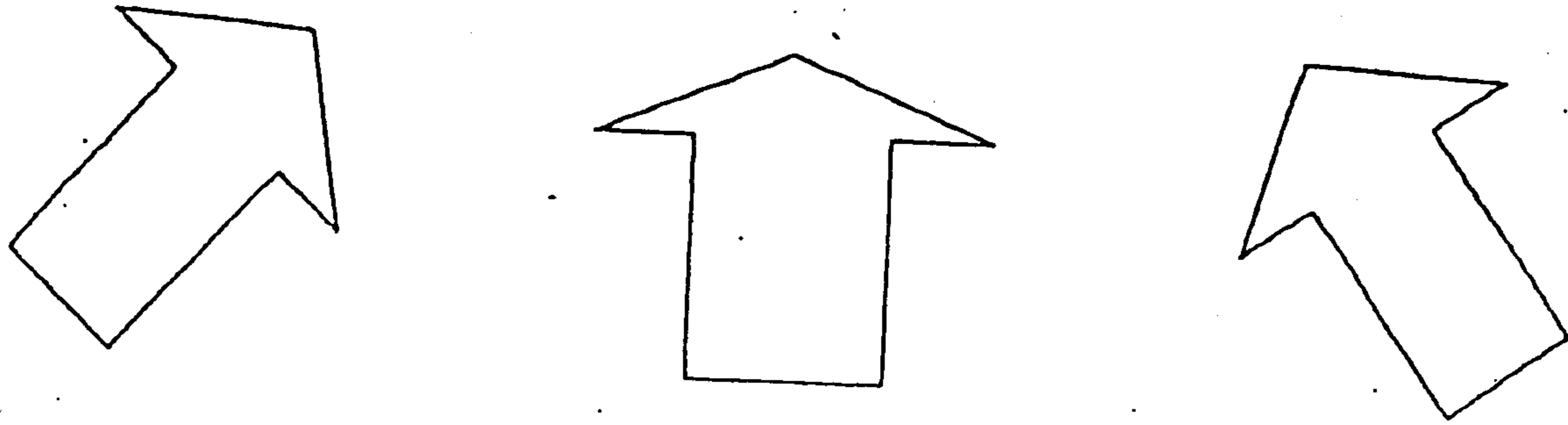
## 規制による新エネルギー等の利用の義務づけ



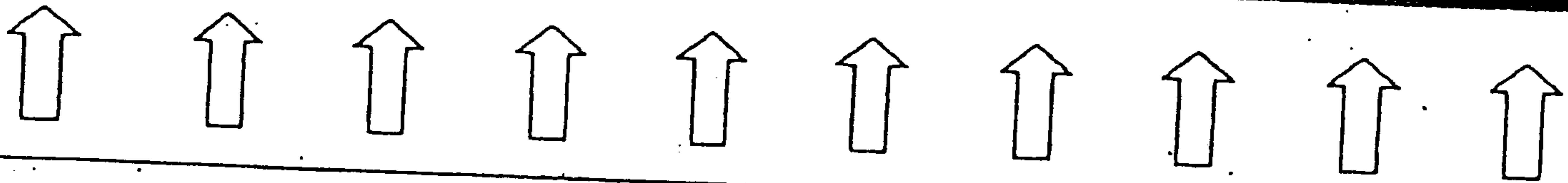
# 地球温暖化対策の基本方針

京都議定書の目標達成

環境と経済の両立



国、地方公共団体、事業者、国民の総力をあげた取組



- ◆ 地球温暖化対策推進法の改正
- ◆ その他関連法の拡充・整備
  - ・ 省エネ法改正法案、新エネ電気導入法案の提出

地球規模での地球温暖化対策の実効性の確保  
米国の建設的な対応を引き続き求めるとともに、開発途上国を含めた国際的ルールの構築に向けて最大限の努力



Ⅲ. 目指すべきエネルギー需給像(長期エネルギー需給見通し)及びそれを実現する対策

2. 基本目標実現のための今後の具体的な対策

(2) 各論

② 新エネルギー

官民におけるコスト低減努力や導入促進のための最大限の取組が行われることを前提に、2010年度において実現が可能と見込まれる目標量を1910万klと設定した。

	太陽光発電	風力発電	廃棄物発電	バイオマス発電	太陽熱利用	未利用エネルギー(※ 水冷熱を含む)	廃棄物熱利用	バイオマス熱利用	黒液・ 廃材等	合計
原油換算(万kl)	118	134	552	34	439	58	14	67	494	1910
発電設備(万kW)	482	300	417	33	-	-	-	-	-	-

新エネルギーの対象範囲の拡大も検討され、バイオマス、雪氷冷熱が新たに新エネルギーの対象とされることとなっている。(上記目標量には、これらも含まれている。)

この他、需要サイドの新エネルギーとして、クリーンエネルギー自動車348万台、天然ガスコージェネレーション464万kW(燃料電池によるものを含む)、燃料電池220万kWの導入が見込まれる。

(新エネルギー導入実績と目標については、参考3参照)

上記の新エネルギー導入のための具体的対策としては、以下のような取組を行うことが必要である。

1) 導入促進

- ・ 導入補助の拡充(住宅用高度太陽光/熱利用システム、クリーンエネルギー自動車等)
- ・ 電力分野における新たな市場拡大措置
- ・ 地方公共団体、民間事業者が実施するモデル的な事業に対する支援
- ・ 公的部門等における新エネ設備・機器の率先的導入

2) 技術開発

- ・ 基礎的・基盤的技術開発の推進(長期的な選択肢拡大)
- ・ 実用化技術開発の推進(コスト低減、性能・利便性向上等)
- ・ フィールドテストを通じた信頼性向上、標準化の推進

3) 環境整備

- ・ 供給インフラ等の整備推進(系統連系対策の検討、クリーンエネルギー自動車燃料インフラの整備等の推進)
- ・ 供給ポテンシャルの発掘、顕在化(風況調査・データベース整備、熱需要調査等)

4) その他の取組

- ・ 普及啓発・広報
- 他省庁と連携した政府一体としての取組
- ・ 税制・金融面での支援
- ・ 規制・制度面の環境整備

また、電力分野における新たな市場拡大措置については、我が国の実情に即した新たな制度の導入に向けて早急に検討を開始することが望まれる。

上記の新たな新エネルギー対策によるCO<sub>2</sub>削減量は、約9百万t-Cと見込まれる。



## 電気事業分野のうち小売事業者のみに義務を課す理由

1. 本法において、義務を課すことを想定しうる電気事業者としては、電気事業法第2条に規定する一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者の4者が挙げられる。

【一般電気事業者】 一般電気事業（一般の需要に応じ電気を供給する事業）を営むことについて許可を受けた者。（第2条第2項第2号）

【卸電気事業者】 卸電気事業（一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業であつて、その事業の用に供する電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するもの）を営むことについて許可を受けた者。（第2条第2項第4号）

【特定電気事業者】 特定電気事業（特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業）を営むことについて許可を受けた者。（第2条第2項第6号）

【特定規模電気事業者】 特定規模電気事業（電気の利用者の一定規模の需要に応ずる電気の供給を行う事業であつて、一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して行うもの）を営むことについて届出をした者。（第2条第2項第8号）

【電気事業者】 一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者をいう。（第2条第2項第10号）

2. このうち、卸電気事業者については、一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業を営む者であることから、電気事業者である一般電気事業者に新エネルギー等電気の利用義務を課すこととすれば足りるため、義務を課すのは不要である。（仮に義務を課すと、二重の義務となってしまう。）

3. なお、自家発電（自家消費）については、化学、鉄鋼、セメント、紙・パルプ、機械器具製造業等の製造業で、自家発電全体の9割強を占めるところ、これらの業種においては、それぞれの製造工程の中で、必要な最適温度の熱出力を求められるなど製造する製品に応じた工程上の制約を受けながら結果的に自家発電を行っているものであり、電気事業者とは異なり、任意に電源構成を選択する能力があるとは言えず、不適當。

※ 製造業以外のものとしては、鉄道業が最大であり、全体の3%を占めるが、JR株の発電部門については、現在特定電気事業者となっているため、本法の規制を受けることとなる。







## 特定規模電気事業の概要

現時点で特定規模電気事業の届出を行っている新規参入者は9社、そのうち6社がすでに電気の供給を行っている。(平成13年4月以降、新たな新規参入者からの届出はない。)

新規事業者の参入形態については、現時点で、特定規模電気事業に参入する以前から自社グループ内に自家発等の自社電源を持っている商社系及び製造業系が6社、自社電源を持たない商社系が3社となっている。

供給形態については、現時点で、電力会社から常時バックアップを受けているものが4社、振替供給を行い電力会社の供給区域を超えて小売供給を行っているものが3社、部分供給を活用した参入形態は見られていない。

特定規模電気事業者の概要 (平成13年10月現在)

特定規模電気事業者名	出力(届出ベース)[kW]	母体企業の業種	電源の形態
ダイヤモンドパワー	206,700	商社	他社(火力・水力)
丸紅	32,200	商社	子会社(水力)
旭硝子	40,900	窯業	自社(火力)
イーレックス	33,000	金融・商社	他社(火力)
新日本製鐵	31,000	鉄鋼	他社(火力)
エネット	93,020	通信・ガス	自社(火力), 他社(火力)
サミットエナジー	54,000	商社	親会社(火力), 他社(火力)
大王製紙	524,110	紙パルプ	自社(火力)
サニックス	74,000	産廃処理等	自社(火力)



## 1. 本法案の対象となる「新エネルギー等」の考え方及び具体的内容

我が国エネルギー政策の中核としては、エネルギーの安定的かつ適切な供給を確保するため、エネルギーの供給面においてエネルギー源を多様化する観点から、石油を熱源とする熱以外のエネルギー（いわゆる「石油代替エネルギー」）を普及させることが極めて重要である。

本法案の趣旨は、石油代替エネルギーのうち、現在においては普及が十分進んでいないもので、将来的には普及する可能性のあるものについて、義務づけを行うことにより、その利用を行わせようとするもの。

本法案の対象とする「新エネルギー等」の具体的内容としては、①風力、②太陽光、③地熱、④水力（政令で定めるものに限る。）、⑤その他政令で定めるものとして廃棄物及びバイオマスを定めることとする。

なお、ある制約から普及が十分でないものを規制措置を講じて普及を図る法律の例としては、容器包装リサイクル法と障害者雇用促進法がある。（別紙参照）

## 2. 水力について一定の要件を設ける理由

水力については、政令において一定の要件を設けることとするが、その理由については、別紙参照。



## 辞典その他の文献における「新エネルギー」の定義

## &lt;現代用語の基礎知識(2002年版)&gt;

「新エネルギーと言われているものは、大きく分けて、(1)太陽熱・光(ソーラー)、(2)風力・潮力などの自然エネルギー、(3)オイルサンド・オイルシェール、石炭液化・ガス化などの合成燃料、の3つに分けられる。2001年6月発表の長期エネルギー需給見通しでは新エネルギーを政府の政策のテコ入れが必要な技術による供給サイドの新エネルギー(太陽光発電、風力発電、廃棄物発電、バイオマス発電、太陽熱利用、未利用エネルギー、雪氷冷熱、廃棄物熱利用、バイオマス熱利用、黒液、廃材等)と、需要サイドの新エネルギー(クリーンエネルギー自動車すなわち電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ディーゼル代替LPガス自動車、天然ガス・コジェネレーション、燃料電池)に分けた。また、国際比較で使われる再生可能エネルギー(供給サイドの新エネルギー、一般水力、地熱)は、別掲することにした。」

## &lt;知恵蔵(2001年版)&gt;

「新エネルギーは日本独特の用語で、化石燃料や原子力などの既存のエネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。地熱など新エネルギーに含まれない再生可能エネルギーがある一方で、廃棄物発電、コジェネレーション、燃料電池、新エネルギー自動車などの新しい利用形態のエネルギーも含まれる。」

## &lt;imidas(1998年版)&gt;

「太陽、風力、地熱、海洋などの自然エネルギーや、メタノール、石炭ガス化などの合成燃料、そして水素エネルギーなどの総称。また、燃料電池、廃棄物発電や熱供給などの新エネルギーシステムを入れることもある。1973年の石油危機を契機に石油代替エネルギーの一つとして開発が始まり、近年では地球環境問題への関心も加わって、重要な政策課題の一つに位置づけられている。

近年、システム機器の価格低下や設置に対する補助金制度等により太陽光発電の住宅への普及が増加しており、また自治体による廃棄物、風力、太陽光発電などの公共施設への導入などがみられる。しかし、エネルギー密度が低い、自然条件に左右され安定性にかける、依然としてコストが高いなど導入の課題は多く、総合エネルギー調査会(94年6月)が新エネルギー(地熱を除く。)の国内供給量を2010年度には3.0%という導入目標を掲げているのに対して、1995年度は約1.1%と低い水準にある。資源制約や環境負荷の少ない新エネルギーの加速的な開発・導入が不可欠であるとの認識に立ち、導入促進に関する基本方針と支援措置を定めた「新エネルギー法(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法)」が97年4月に公布された。」



法令における「新エネルギー」の用法
-------------------

法令検索によると、「新エネルギー」の語句は、171件である。

そのうち、「新エネルギー」の語句をそのまま使用している例は、経済省設置法及び組織令並びに中央省庁改革基本法の7件である。

それ以外では、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律において「新エネルギー施設」の語句が1件使用されているほかは、新エネ法の「新エネルギー利用等」か、「新エネルギー産業技術総合開発機構」の語句がすべてである。

ここで、新エネ法における「新エネルギー利用等」の範囲は同法施行令で規定されており、①廃棄物（燃料製造、熱利用、発電利用）、②バイオマス（燃料製造、熱利用、発電利用）※1/22 閣議決定予定、③太陽熱（熱利用）、④温度差熱（熱利用）、⑤雪氷熱（熱利用）、⑥天然ガス・メタノール（自動車への利用）、⑦電気（自動車への利用）、⑧天然ガス（熱及び発電同時利用）、⑨風力（発電利用）、⑩太陽光（太陽電池による発電利用）、⑪水素（燃料電池による発電利用（主に自動車用））について、利用等することが規定されている。

我が国において「新エネルギー」とは、新エネ法の「新エネルギー利用等」として規定されている利用等をするために用いられるエネルギーのことを指すものとして国民の間に広く認知されているものと考えられる。



## ある制約から普及が十分でないものを規制措置を講じて普及を図る法律の例

以下の2つの法律は、ある行為を促進するために当該行為を義務付ける措置を講ずる規制法であって、当該促進されるべき行為の対象を、経済性の面における制約など一定の制約から当該行為の普及が十分でないものに限定している例である。

<①容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律>

同法第11条においては、特定容器利用事業者に対して、特定分別基準適合物(注1)について、一定量の再商品化をする義務を課しているところ。

上記の再商品化義務の対象とすることにより再商品化を促進することとしている特定分別基準適合物には、「有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がないものとして主務省令で定める物(注2)」は含まれないこととしている。

これは、スチール缶やアルミ缶等が、経済原理の中で主として有価物として現に取り引きされ、又は今後もされるであろうことが経済実態上明らかであるので、再商品化義務の対象としなかったものである。

つまり、経済性の面における制約から再商品化が十分でないもの(ガラスびん等)を再商品化義務の対象とすることによってその再商品化を促進し、他方、当該制約がないため再商品化が十分であるもの(スチール缶等)を再商品化義務の対象とせずその再商品化を政策的には特に促進しない前例と言える。

(注1) 省令では、ガラスびん(無色、茶色、その他)、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装を規定している。

(注2) 省令では、スチール缶、アルミ缶、段ボール、紙製容器を規定している。

<②障害者の雇用の促進に関する法律>

同法第14条においては、事業主に対して、その雇用する障害者(注)である労働者の数が、その雇用する労働者の数に一定比率を乗じた数以上であるようにする義務を課しているところ。

上記の雇用義務の対象とすることによって雇用を促進することとしている障害者は、「職業生活に相当の制限を受け」ているものに限定されている。

これは、「雇用・職業上の観点から、形態・機能障害により職業生活が相当程度制限されている状態を意味しており、就業可能な職域の範囲、就業の難易度等からみて障害の程度が軽く、就職等に当たってのハンディキャップが軽微な者は本法の障害者には当たらないことを明らかにしたものである。」(同法逐条解説より)

つまり、就業能力の面における制約から就業が十分でない者を規制措置の対象としてその雇用を促進し、他方、当該制約がないため就業が十分である者については規制措置の対象としない前例と言える。

(注)「障害者」とは、「身体又は精神に障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。」



新エネ法制定時における議論と、近年の「新エネルギー」の定着性
--------------------------------

1. 平成9年の新エネ法制定時においては、「新エネルギー利用等」の定義として、「新エネルギー」とすることの是非についての議論もなされたが、例えば、「太陽光」についてみると、それ自体は地球上にもともと存在し、経済社会の様々な場面で既に相当程度利用されてきており「新しい」とは言えないものの、その発電等への「利用」は「新しい」ものであることから、「新（エネルギー）利用（等）」と定義をしたものである。（※なお、ここでいう「新しい」とは、技術開発段階は終了したものの、経済性の面における制約から普及が十分でないものを指す。また、「利用等」の「等」は、（廃棄物固形化燃料等の）「製造」及び（燃料電池を利用した電気等の）「発生」を意味する。）
2. 上記議論を踏まえると、今回も太陽光や風力等について「新エネルギー等」と定義付けることは適当ではないとの議論もあり得るものの、平成9年の新エネ法制定当時から5年が経ち、現在においては、以下に示すとおり、「新エネルギー」の言葉は十分に国民の間に定着してきており、例えば「太陽光は新エネルギーである。」と言うとき、「発電等に利用する場面における太陽光」を「新エネルギー」と認識されるに至っていることから、十分成熟した言葉となったと考えられる。

<「新エネルギー」の語句の定着性>

① 新聞（全国紙）における記載

「新エネルギー」という用語が新聞紙面（全国紙に限る。）において使用される件数は、新エネ法を制定した1997年以来、着実に伸びてきており、広く国民の間に定着した言葉となっていると言える。

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
全国紙計	342件	297件	312件	580件	573件

② 各種白書における記載

行政府が国民に向けて公表する各種白書（閣議決定）においても、「新エネルギー」の用語が使用されており、その頻度は増加してきている。

平成10年度	林業白書	1件
平成11年度	林業白書	1件、環境白書 5件
平成12年度	林業白書	1件、環境白書 4件

③ インターネット検索によるヒット件数

「新エネルギー」の語句について、インターネットの検索ツールを用いて検索をしてみると、以下のとおり相当の件数がヒットする。

<Google 検索>	54,500 件ヒット
<goo 検索>	14,234 件ヒット
<infoseek 検索>	9,745 件ヒット
<Yahoo! 検索>	13 件ヒット

3. したがって、今般本法において「新エネルギー等」の定義を置くことは適当と考えられる。



## 中小水力の扱いについて

### 1. 本法案の対象となる新エネルギー等の考え方

本法案においては、石油代替エネルギーのうち、経済的社会的環境の見地から普及に値するものであって、現在普及しておらず、かつ、今後普及する可能性のあるものを新エネルギー等として利用の増進を図る対象としている。

### 2. 中小水力について

水力は、石油代替エネルギーとしての効果があると同時に、CO<sub>2</sub>の発生もないことから、地球環境問題対策としても有効なエネルギーである。しかしながら、大規模なダムを伴うものについてはすでに普及が進んでいる反面、適地が殆ど開発しつくされているため、今後これ以上の増加が見込まれないのが現状である。また、  
大規模なものについては、周辺の自然環境に与える影響が大きく、地元住民の理解を得ることが難しい状況にあり、同様に今後の普及の可能性はほとんど見込まれない。

これに対し、近年では、  
農業用水、工場用水や上水道等の残圧である未利用エネルギーを利用した中小水力が注目されるようになってきており、現時点ではほとんど普及はしていないものの、今後の普及が大いに期待されている。

自然環境へ影響を与える点では、  
キロワット級以上の水力発電については、発電用の大規模な迂回水路を川の周辺に開発しなければならず、周囲の自然環境を大きく変えることとなるため、今後の開発は困難になっている。

<自然環境への影響により、水力開発が断念されたものの例>

○新潟県阿賀野川水系の中野岐(なかのまた)地点(電源開発株式会社)

昭和59年より水力発電設備の設置のための調査等が行われていたが、発電設備の建設予定周辺にイヌワシの生息拠点が存在することが判明し、設備の設置がイヌワシの生体に影響を及ぼす恐れがあるとして調整が難航。最終的に地元での調整がつかなかったことから、発電設備の建設が認められず、平成2年に建設計画を断念することとなった。[電源開発株式会社]によると、本件は一万キロワット級(ダムなし)だが、現在は当時と較べて環境への影響を懸念する住民感情はより強くなっており、  
千キロワット級以上となれば環境問題との関係から今後の開発には困難が伴うとの見解である。

また、工場等において工業用水の残圧を利用するタイプについては、最大級のもののでも、通常  
千キロワットを超えることはない。



以上を踏まえ、[redacted]水力発電設備であって出力が[redacted]キロワット以下のものを本法案の対象とする。

### 3. 中小水力の現在の普及の程度

水力のうち、大規模なものについては、石油代替エネルギー供給の約7%を占める等、すでに十分に普及が進んでいる。他方、[redacted]キロワット以下の規模の中小水力については、石油代替エネルギー供給に占める割合は、約[redacted]%

[redacted]キロワット以下のもの [redacted]kWh [約[redacted]％]

注) [％]は石油代替エネルギー供給に占める割合のこと。

### 4. 中小水力の普及の可能性

中小水力は、これまで無駄にされてきた工場内残圧利用、上水道残圧利用及び農業用水残圧利用等の未利用エネルギーを活用し、或いは、[redacted]山間僻地に設置するものであるため、未だ大きな潜在開発余地がある。

また、[redacted]自然環境に及ぼす影響が小さく、周辺住民等の反対等も少ないことから、開発も容易である。今後の水力開発可能地点とされる全国約2000箇所のうち[redacted]割合は[redacted]設置可能となっている(約1840箇所)。更に、[redacted]設置可能な約1840箇所のうち、[redacted]％は[redacted]キロワット以下のもののみ設置可能な地点となっている。

[redacted]大規模なものについては、河川等から大量の水を発電用水路に呼び込んでくることとなるため、河川本流を流れる水流の変化が大きく、自然環境に与える影響は無視できるものではなく、建設に際して地元住民の理解を得るのは難しい状況である。

このような実態から、今後の普及の可能性があるのは[redacted]水力発電設備であって出力が[redacted]キロワット以下のものであるため、これを本法案の対象とする。

規模	件数	シェア
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]~5000	[redacted]	[redacted]
5000~10000	46	3%
10000~30000	24	1%
30000~50000	6	0%
50000~100000	1	0%
100000~	0	0%
計	1840	100%



**新エネルギー等の賦存量と義務量（基準利用量）設定の公平性**

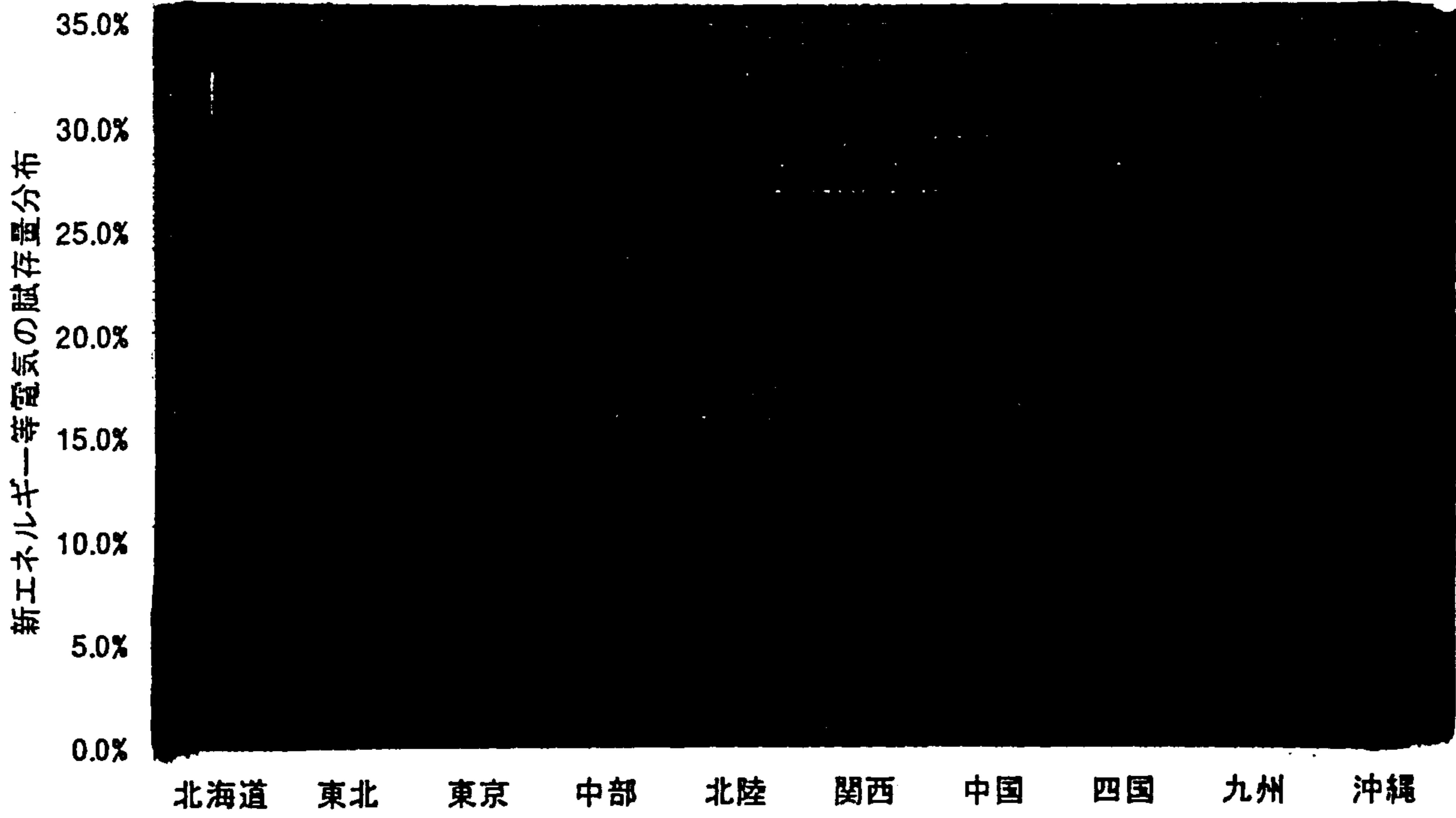
1. 新エネルギー等は、その特性上自然環境によって制約を受けるものが多く含まれる。このため、例えば北海道地方や沖縄地方では強い風が吹くことから風力資源に恵れた地域となっているとの例が示すように、新エネルギー等に含まれる個別のエネルギーに着目した場合には、地域的なエネルギー資源の偏在という問題が生じうる。
2. しかしながら、新エネルギー等には風力以外にも、太陽光、廃棄物、中小水力等多様なエネルギーが含まれ、例えば中小水力資源については、中部、東北、関東、中国の各地方の賦存量が豊富であるなど、それぞれのエネルギーでそれぞれ異なった資源分布となっている。
3. これら新エネルギー等に含まれる個別のエネルギーを総合した場合、別紙に示すとおり、新エネルギー等の賦存量と本法案において義務量設定の基礎となる販売電力量の関係について、①に示す賦存量を、②に示す電力販売量で割ると、地域によって著しい格差が生じているとはいえず、概ね全社が均等な義務水準となる。
4. なお、当該地域外の新エネルギー等発電事業者から新エネルギー等電気を購入することは可能であり、また、本法第6条の規定による肩代わり措置も利用可能とする。



賦存量と各社の電力販売量との関係

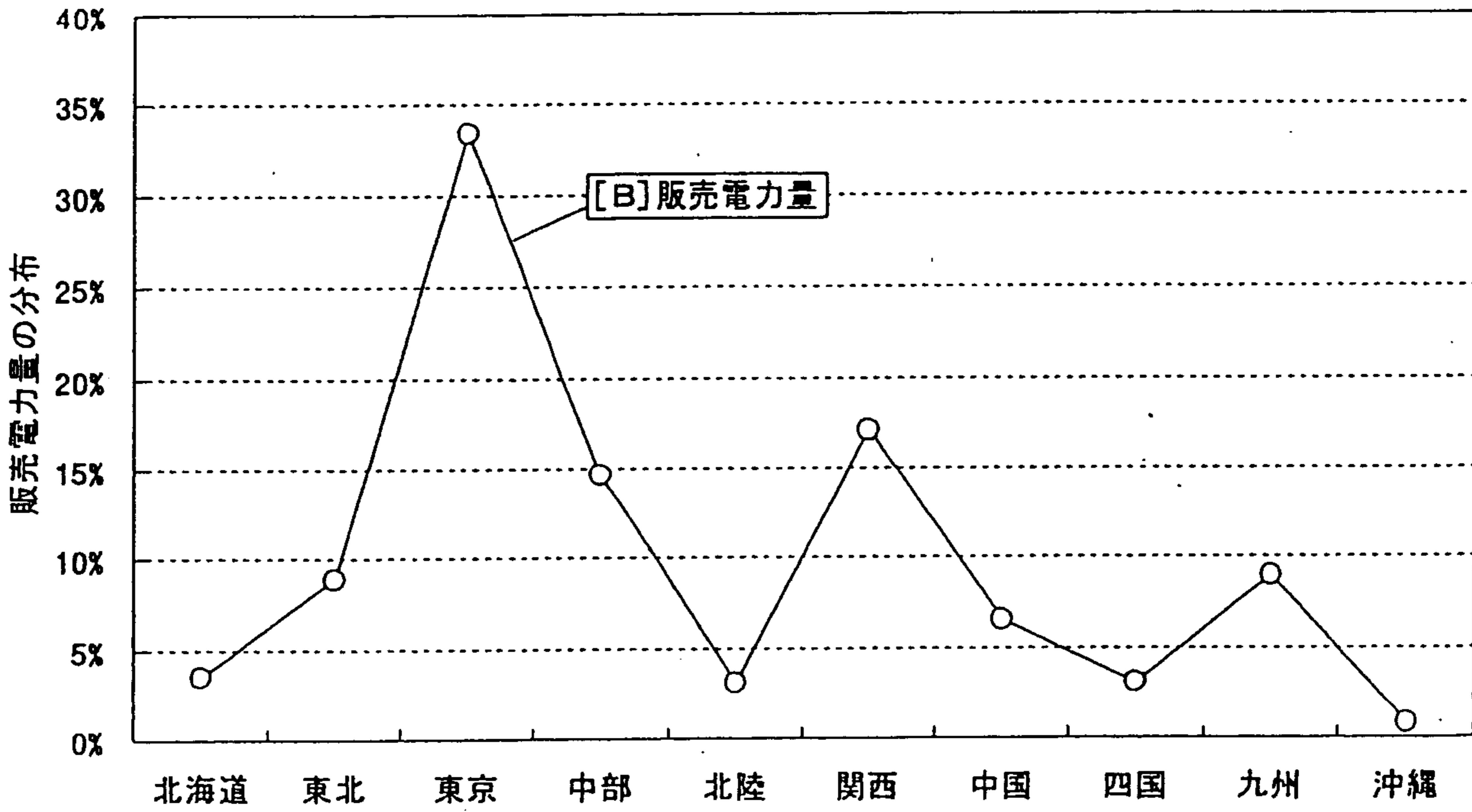
①

各電力会社の供給区域の新エネルギー等電気の賦存量



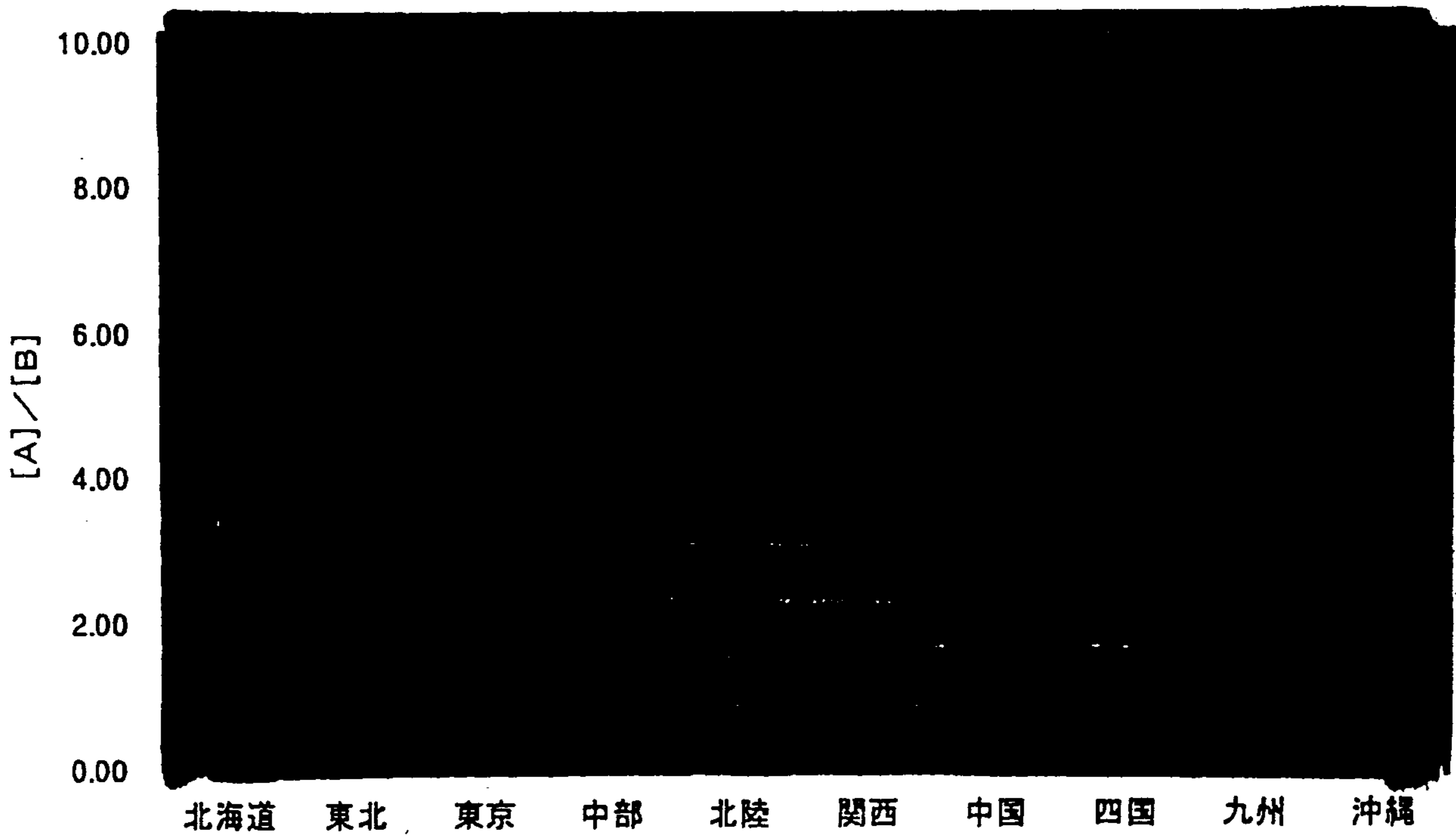
②

各電力会社の販売電力量



③

新エネルギー等電気の賦存量と各社の販売電力量との関係





## 1. 本法案における目標の位置付けについて

本法案は、第三条の「新エネルギー等電気利用目標」を勘案して、電気事業者の当該年度の義務量（基準利用量）を算定することとしており、目標数量から直接的に義務量が算定されることとなる。この点、本法案同様規制法である容器包装リサイクル法は再商品化計画（第七条）を用いて義務量を算定する点で、本法案の類似例ということができる。

## 2. 利用目標の「見直し」及び「目標期間」について

### (1) 目標期間について

新エネルギー等電気に係る発電設備の設置には4年程度必要であり、また、設備投資費用の過半が回収されるまでに4年（※）を要している。このことから、新エネルギー等電気に係る事業の行動サイクルは、設備設置のサイクルをみても、投資回収のサイクルをみても、4年が基本単位となっている。特に参入退出等の大きな事業判断を行うには、設備投資及びその回収がポイントになるため、発電設備の設置期間（4年）及び設備投資回収期間（4年）の合計8年間について事業計画を立てることが通常である。これらを踏まえ、また、利用目標が事業者にとって指針としての性格を有することにかんがみれば、目標期間も事業計画を立てる期間と平仄を合わせることが望ましいため、利用目標については、8年間とすることが適当である。

※設備の償却期間が概ね15年であることから、当初の4年で53%償却（定率法）

また、総合資源エネルギー調査会において、2010年度の新エネルギーの導入目標を定めているが、この導入目標年度との関係上も目標期間を2003年からの8年間とすることが整合的である。

本法案の類似例である容器包装リサイクル法の考え方を見ても、これと同様の考え方をとり、リサイクル等に必要な設備の設置及び回収ルートの確立に3年程度要する上、設備投資費用の過半を回収するまでに2年（※）を要するため、合計の5年をもって計画期間としている。

※設備の償却期間が概ね8年であることから、当初の2年で51%償却（定率法）



## 1. 本法案における目標の位置付けについて

本法案は、第三条の「新エネルギー等電気利用目標」を勘案して、電気事業者の当該年度の義務量（基準利用量）を算定することとしており、目標数量から直接的に義務量が算定されることとなる。この点、本法案同様規制法である容器包装リサイクル法は再商品化計画（第七条）を用いて義務量を算定する点で、本法案の類似例ということができる。

## 2. 利用目標の「見直し」及び「目標期間」について

### (1) 目標期間について

新エネルギー等電気に係る発電設備の設置には4年程度必要であり、また、設備投資費用の過半が回収されるまでに4年（※）を要している。このことから、新エネルギー等電気に係る事業の行動サイクルは、設備設置のサイクルをみても、投資回収のサイクルをみても、4年が基本単位となっている。特に参入退出等の大きな事業判断を行うには、設備投資及びその回収がポイントになるため、発電設備の設置期間（4年）及び設備投資回収期間（4年）の合計8年間について事業計画を立てることが通常である。これらを踏まえ、また、利用目標が事業者にとって指針としての性格を有することにかんがみれば、目標期間も事業計画を立てる期間と平仄を合わせることが望ましいため、利用目標については、8年間とすることが適当である。

※設備の償却期間が概ね15年であることから、当初の4年で53%償却（定率法）

また、総合資源エネルギー調査会において、2010年度の新エネルギーの導入目標を定めているが、この導入目標年度との関係上も目標期間を2003年からの8年間とすることが整合的である。

本法案の類似例である容器包装リサイクル法の考え方を見ても、これと同様の考え方をとり、リサイクル等に必要な設備の設置及び回収ルートの確立に3年程度要する上、設備投資費用の過半を回収するまでに2年（※）を要するため、合計の5年をもって計画期間としている。

※設備の償却期間が概ね8年であることから、当初の2年で51%償却（定率法）



なお、石油備蓄法の目標も設備の設置に3年必要である上、体制整備期間3年、その後の設備投資費用の過半を回収するまでに2年（※）を要するため、合計の5年間を目標期間としている。

※設備の償却年数が概ね8年であることから、当初の2年で過半を償却（定率法）

## （2）見直し期間について

上記（1）に述べたとおり、設備設置に4年、設備投資回収に4年と新エネルギー等電気事業者の行動サイクルの基本単位は4年となっており、また、目標期間（8年）の中間年が4年でもあることから、利用目標は4年ごとに見直すこととする。

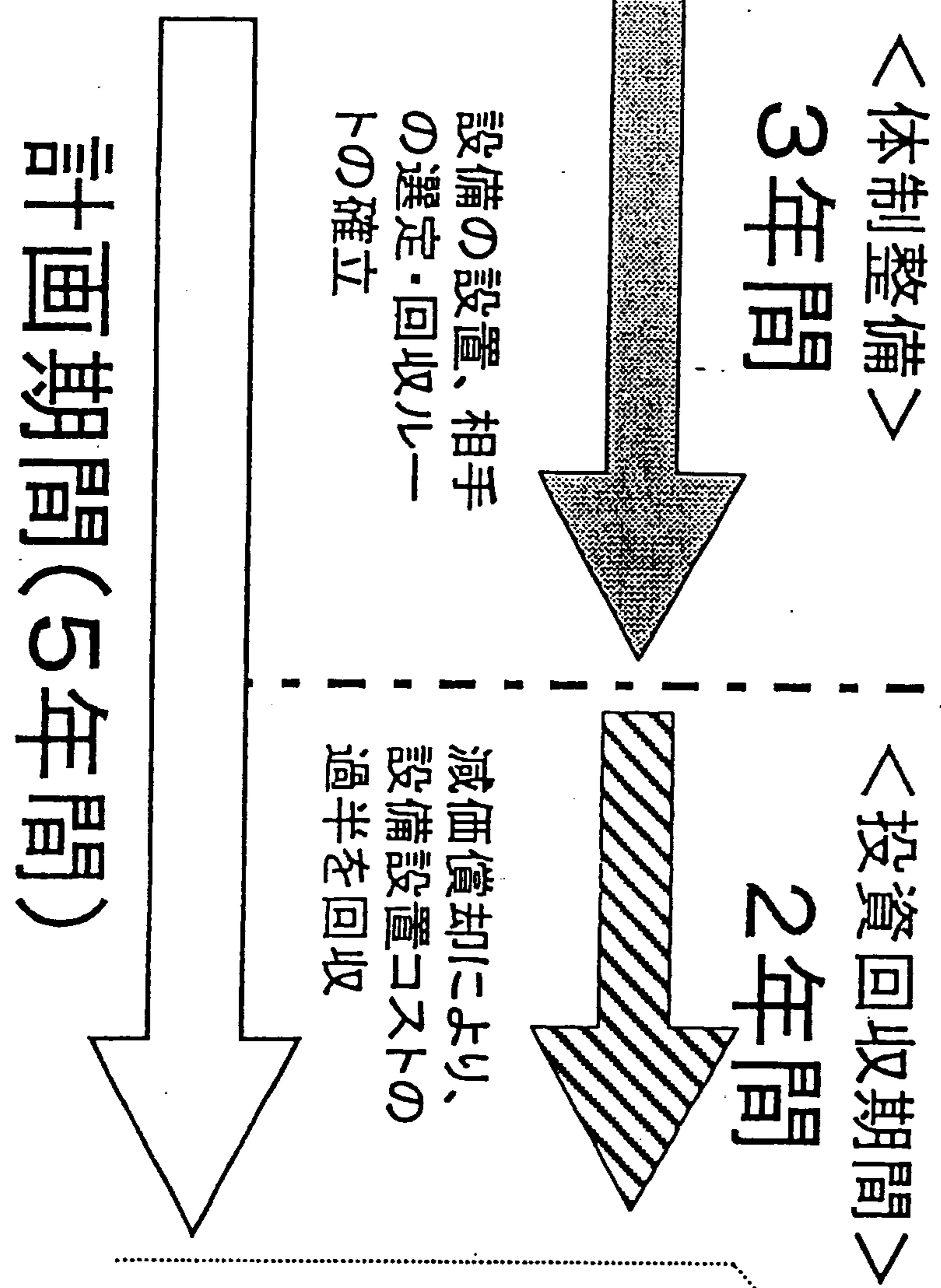
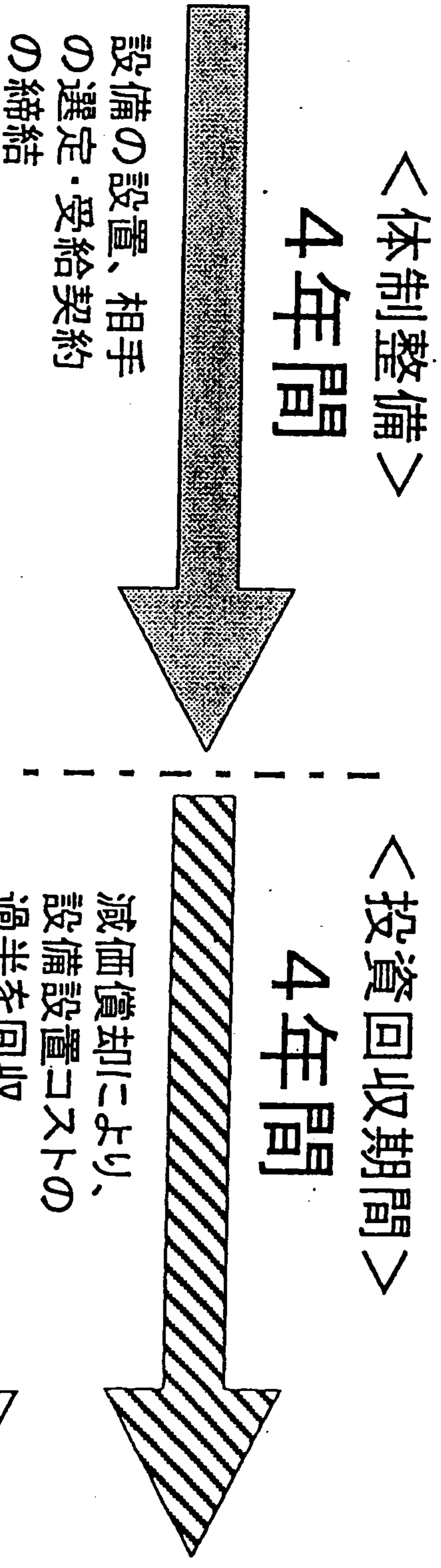
この点、容器包装リサイクル法も、再商品化を行うための設備設置、回収ルート の確立等の体制整備に3年間程度必要であることから、事業の行動サイクルの基本単位は3年となっており、計画の見直し期間が3年となっている点は、本法案と同じ考え方である。

また、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律や森林法等においてもそれぞれ10年という長期の計画を大臣が定めることとなっており、その半期である5年を経過した時点で見直しを行うこととなっている。これは、長期の計画を毎年見直すことによる不安定性を防止するとともに、計画の中間点で見直すことを義務づけることにより、計画が実態に即したものになる様にしているものと考えられる。今回の8年の目標をその半分の4年で見直すということについても、同様の整理とすることができると考えられる。

なお、石油備蓄法においては、見直しを毎年度としているが、これは、石油の備蓄が石油価格、輸入事情等の短期間で大きく変化する国際情勢に左右されるため、頻繁な見直しを必要とするものであり、また、石油備蓄には必ずしも専用設備（タンク）を要せず、場合によっては化学品用等他用途のタンクを用いることも可能である等の特殊な事情によるものであり、本法案及び容器包装リサイクル法とは事情が異なるものである。



「目標期間」の考え方





新エネルギー等発電設備の設置に要する期間

①風力発電設備..... 3～4年程度

調査	1年程度
実施設計	半年程度
建設工事	1～2年程度
試運転	半年程度

②廃棄物発電設備（バイオマス発電を含む）..... 5年程度

調査	1年程度
実施設計	半年程度
建設工事	2年程度
試運転	半年程度

③太陽光発電..... 1年程度

実施設計	半年程度
建設工事	半年程度
試運転	1ヶ月程度

④中小水力発電..... 4年程度

調査	1年程度
実施設計	半年程度
建設工事	2年程度
試運転	半年程度



目標又は計画をその期間の中間年において見直すこととしている例

目標又は計画を有している法律には、容器包装リサイクル法、森林法などがあるが、いずれも目標又は計画の中間年において見直すこととしている。

	目標又は計画	見直し
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）	5年	3年
○介護保険法	5年	3年
○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	10年	5年
○国有林野に管理経営に関する法律	10年	5年
○森林法	10年	5年



## (参照条文)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年六月十六日・法律第百十二号）

第七条 主務大臣は、基本方針に即して、主務省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする分別基準適合物の再商品化に関する計画(以下「再商品化計画」という。)を定めなければならない。

○介護保険法（平成九年十二月十七日・法律第百二十三号）

(都道府県介護保険事業支援計画)

第一百八条 都道府県は、基本指針に即して、三年ごとに、五年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画(以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。)を定めるものとする。

(以下略)

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年六月七日・法律第百十七号）

(最終処分計画)

第四条 経済産業大臣は、基本方針に即して、経済産業省令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画(以下「最終処分計画」という。)を定め、これを公表しなければならない。

(以下略)

(平一一法一六〇(平一二法一一七)・一部改正)

○国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年六月二十三日・法律第二百四十六号）

(管理経営基本計画)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画(以下「管理経営基本計画」という。)を定めなければならない。

(以下略)

(平一〇法一三五・全改)

○森林法（昭和二十六年六月二十六日・法律第二百四十九号）

(地域森林計画)

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林(その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でない認められる民有林を除く。)につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

(以下略)

(昭三七法六八・全改、昭四三法三八・昭四九法三九・昭五三法八七・昭五八法二九・平三法三八・平一〇法一三五・平一〇法一三九・一部改正)

(国有林の地域別の森林計画)

第七条の二 森林管理局長は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その管理経営する国有林で当該森林計画区に係るもの(その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でない認められる国有林を除く。)につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする森林計画をたてなければならない。



(以下略)

(平三法三八・追加、平一〇法一三五・平一〇法一三九・一部改正)

(市町村森林整備計画)

第十条の五 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となつている民有林につき、五年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となつた市町村にあつては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

(以下略)

(昭五八法二九・追加、平三法三八・一部改正、平一〇法一三九・旧第十条の八繰上・一部改正)







新エネルギー等電気利用目標の変更について（本法第3条第3項関係）

1. 本法第2条の新エネルギー等電気利用目標は、当該年度以降8年間における新エネルギー等電気の利用の目標を定めるものであり、長期的な視野に立つべきものであることから、短期的要因で変更されるべきものではないが、「新エネルギー等の普及の状況」や「石油の需給事情」をはじめとする「経済社会事情」についての著しい変動のため特に必要があると認められる場合には、新エネルギー等電気利用目標を変更することとするのが適当である。
2. ここで、「石油の需給事情」についての変動の有無に着目する理由は、第2条第2項第4号において「新エネルギー等」とは究極的には「石油を熱源とする熱以外のエネルギー」であると定義づけていることから分かるように、本法案が、石油に代替するエネルギーの利用を増進させることによって、第1条の目的に規定する「エネルギーの安定的かつ適切な供給を確保」しようとするものであるからである。
3. 具体的には、例えば、①新エネルギー等電気の普及が停滞し、一度策定された新エネルギー等電気利用目標の達成が極めて困難であることが判明した場合等には、目標数量を下方修正し、逆に、②新エネルギー等電気が予想以上に普及した場合や、③石油が需要過剰になった場合には、目標数量を上方修正することとする。



## ○基本的考え方

個別事業者の義務量は、当該年度の利用目標の、全国の前年度の電気供給量に対する割合に、当該事業者の前年度の電気供給量と、一定の調整比率を乗じた量とする。

※算定された数値は、例えば、初年度においては1%程度となる見込み。

## I. 調整用発電設備の普及の状況

1. 新エネルギー等電気は、出力変動の大きなものが含まれるため、これを利用する電気事業者側においては、その出力変動に対応し得る性能を有した調整用発電設備(注)を設置する等の体制整備を行う必要がある。

(注) 常時変化する電力の需要と供給のギャップに対応しつつ、供給区域内の電圧の値を維持するために設置される出力数万kw～数十万kw規模の発電設備。素早く出力調節ができるようガスタービン発電装置を備え、また、故障・定期修理等に備えてタービンを2基備える等の特徴を有する。このような調整用発電設備の設置に要する期間は通常5～8年である。

2. 各電気事業者は、利用目標を踏まえながら、新エネルギー等電気を利用する体制を整備していくことになるが、調整用発電設備の設置に通常5～8年程度要するため、最善をつくしても、風力発電設備等の新エネルギー等発電設備の設置が3年程度で完成して新エネルギー等電気の供給が開始された時点ではこれに対応する調整用発電設備がまだ完成していないことがあり得る。

3. この場合に発電設備のみに着目して義務をかけるのは酷なので、各電気事業者の調整用発電設備の普及の状況を勘案し、各電気事業者ごとに、例えば以下のような係数を（修正前の）基準利用量に乗じて算定することとする。

調整用電源の整備率 = (a) / (b)	基準利用量に 乗じる係数
■■■■ 以上	■■■■
■■■■ 以上 ■■■■ 未満	■■■■
■■■■ 未満	■■■■

(a) : 当該電気事業者の発電設備の設置の状況から見て受け入れに問題の生じない新エネルギー等電気の総量

(b) : (修正前の) 基準利用量



## II. 送電線路の使用の状況

送電線路に流れる電気の量が容量の上限に近い場合、新エネルギー等電気のような出力変動の大きな電気を送電線路に流すことが可能となる量は限られることを勘案し、大臣が定める基準に基づき送電線路の使用率を数値化した係数を、各電気事業者の義務量に乗じて計算する。

<大臣が定める基準のイメージ>

送電線路の使用率	義務量に乗じる係数
■■■■以上	■■■■
■■■■以上 ■■■■未満	■■■■
■■■■未満	■■■■

※各電気事業者は、利用目標を踏まえながら送電線路を整備していくことになるが、送電線路の建設は、3～4年程度でできる場合もあれば、用地買収等に非常に時間がかかる場合など、10年以上要することもある。他方、I. に述べたように利用目標は3年程度で大幅に変更される場合があるため、各電気事業者は最善をつくしても対応ができないことがあり得る。このような場合は送電線路の使用の状況によって新エネルギー等電気の受け入れ可能量に限界が生じるため、義務量の算定に当たってこれを勘案する必要がある。



本則第4条の基準利用量の算定方法のイメージ

【A社の当該年度の基準利用量】  
 = 【 { [当該年度の利用目標] ÷ [全国の前年度の電気供給量] × A社の前年度の電気供給量 } × [A社の調整用電源の整備率係数] × [A社の送電線路の使用率係数] 】

【調整用電源の整備率係数】

調整用電源の整備率	義務量に乗じる係数
以上	■
以上	■
未満	■
未満	■

※調整用電源の整備率 = (a) / (b)  
 (a) : 当該電気事業者の発電設備の設置の状況から見て受け容れられない問題が生じない(新)が  
 (b) : (修正前の)基準利用量

【送電線路の使用率係数】

送電線路の使用率	義務量に乗じる係数
以上	■
以上	■
未満	■
未満	■

※送電線路の使用率は、送電線路の容量の上限値に対する現在の割合



基準利用量の届出に係る新規参入者の扱いについて（第4条関係）

1. 本法が基本用例としている石油備蓄法においては、第5条で届出月の直前の12ヶ月の石油の生産量等を基礎として算定される基準備蓄量を届け出ることとしているが、ここで、新規参入者については直前12ヶ月の実績数値が存在しないため、その扱いについてどのようにするかが論点となりうる。
2. この点、石油備蓄法においては、実績数値が存在しない者については、届出数量を「ゼロ」と届け出させ、備蓄義務がかからないこととしている。
3. これは、新規に石油事業を開始したばかりの者はその取扱量も少なく、取扱い実績の少ない事業者に関しては、備蓄義務量を課さなくとも問題ないと整理したものであると考えられる。
4. 本法においても同様に、新規に電気事業者となる者は実態として小規模の特定電気事業者又は特定規模電気事業者のみでその取扱量も少ないことから考えると、第4条の基準利用量の算定の基礎となる前年度の電気供給量の実績がない事業者に関しては、算定の結果たる基準利用量がゼロとなることとし、その旨の届出をさせ、新エネ等電気の利用義務を課さないこととする。
5. なお、届出年度の4月1日から6月1日までの間の新規参入者に「ゼロ」という届出ではなく届出年度における電気供給の予定量を届出させ、この量を基礎として利用義務を課すことも考え得るが、その場合、3月1日の新規参入者が1ヶ月分の電気供給量を基礎として利用義務を課されることとのバランスが取れないこととなり、適当でない。



### 1. 義務量の肩代わり措置について

本法においては原則として、電気事業者が自ら発電するか、他から購入することにより、基準利用量以上の新エネルギー等電気を利用しなければならないこととしているが、以下の2つの理由により、第6条の規定により他の電気事業者との間の基準利用量の相互増減（いわば義務の肩代わり）を許容するという一定の例外を認めることが適当である。

第1は、各電気事業者の事業活動の実態に即した義務を課すことが必要であるからである。すなわち、基準利用量は、平均的、一般的な電気事業者の新エネルギー等電気の利用状況を勘案して算定することとせざるを得ないが、現実には各電気事業者が利用することのできる量は、他の地域との電力系統の連携状況、当該電気事業者の所在する地域における新エネルギー等発電事業者の参入数等、これまで自ら設置した発電設備数や設備容量等、取扱う電気の数量等の諸事情により区々であると考えられるので、当初算定された基準利用量を前提として、これを増減することを認めない場合には余りにも杓子定規な規制となるので、かかる事態を回避する必要があるからである。

第2は、上記のような理由で相互増減を認めることとしても、国全体として一定量の新エネルギー等電気の利用を確保するという本法の目的は何ら阻害されることはないと考えられるからである。

### 2. 義務量の緊急時の減少措置について

本法第4条において電気事業者が利用べきものとして算定された新エネルギー等電気の数量について、災害等の特別の事態においては例外的にその減少を認めることによって、合理的に新エネルギー等電気の利用を図ることとすることが適当である。

災害等の特別の事態としては、具体的には、火災、局地的な地震、荒天、部分的なストライキ、発電所等の施設内の事故、送電線路の断線等の事態が生じることによって、新エネルギー等電気の発電計画の後退、既存の購入契約の破棄、予定していた購入契約の撤回などに直面した場合が想定される。

このような緊急事態に直面した電気事業者については、第7条の規定により、その個別事由ごとに申出を受付けることとする。



## 1. 認定の必要性

発電事業者が設置し運営する新エネルギー等を電気に変換する設備等について、以下の基準にしたがい、適切なものであるかどうかの認定を行うことが必要である。

### <認定基準>

#### (1) 発電設備の適切性 (第1号)

- ① 当該発電設備が新エネルギー等利用電気を発生させるものであること。  
→ 新エネルギー等を利用しない発電設備の排除
- ② 発電機、電線路及び電力量計の接続状況などが、発電した電力量を適切に計測できる構造であること。
  - ・ 電力量計が適切に接続していること  
→ 適切に発生電力量又は販売電力量を測定できない発電設備の排除

#### (2) 発電する方法の適切性 (第2号)

- 燃料の燃焼の際に生じる熱を利用する発電方式の場合は、投入する燃料の種類が廃棄物やバイオマスであり、かつ重油などの助燃剤の量が一定量を超えないこと  
→ 本法の新エネルギー等に該当しない燃料の使用や、助燃剤を利用する割合が不適切である発電の排除

## 2. 申請事項

大臣が上記の認定を行うため、第9条第1項柱書に規定する経済産業省令で定めるところにより、以下のとおり、認定申請書に記載する必要事項、必要書類・図面等を届け出させることとする。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 当該新エネルギー等利用電気の発電に係る事務所及び発電設備を設置する施設の所在地
- ③ 当該発電設備の構造・能力を記載した図面
- ④ 発電設備と電力量計の接続状況をしめした図面
- ⑤ 燃料の燃焼の際に生じる熱を利用する発電方式の場合、投入する燃料の種類並びに助燃剤の種類及び配合割合



## 電気事業法の事業規制及び保安規制による取得情報

電気事業法においては、電気事業の健全な発達を図る観点（事業規制）、及び公共の安全を確保する観点（保安規制）から、電気事業者はその事業の用に供する発電用の設備について以下のとおり必要事項を届け出させることとしている。

### 1. 事業規制

○一般電気事業者及び特定電気事業者：（電気事業法第4条）

【設置場所、原動力の種類、周波数、出力】

○特定規模電気事業：（電気事業法第16条の2）

【設置場所、出力】

### 2. 保安規制

○電気工作物を設置する者：（※本法案における発電を行う者は全てこれに該当。）

（電気事業法第42条、同法施行規則第50条）

【管理者の職務等、保安教育、保安のための検査等、運転停止時の保全の方法、災害時の措置、保安・検査の記録等】

○事業用電気工作物の設置又は変更の工事で省令で定めるものをしようとする者：

（※本法案における発電を行う者は全てこれに該当。）

（電気事業法第48条に基づき、届出の対象となる工事として施行規則第65条及び別表第2で以下の設備の設置工事を定め、届出すべき事項として同規則第66条及び別表第3でそれぞれ例えば以下の事項を定めている。）

<水力発電設備>

【ダムの容積（ダムがある場合に限る。）、取水方法、水圧管路の圧力、水車の回転数等】

<火力発電設備で汽力を原動力とするもの（※廃棄物発電はこれに該当。）>

【蒸気タービンの出力・危険速度、冷却器の容量、ボイラーの蒸発量、安全弁の吹出圧力、空気圧縮設備の容量、導管の最高使用圧力、燃料の燃焼用機器の容量等】

<太陽光発電設備（出力500kw以上）>

【出力、支持物の構造】

<風力発電設備（出力500kw以上）>

【出力、回転数、翼の枚数、支持物の構造】

その他

（備考）

出力500kw以下の太陽光発電設備と風力発電設備については、電気事業法の届出はないため本法案による届出がないと把握できない。また、電気事業法上把握しているその他の情報についても、本法案において使用するのには、目的外使用に当たり不適切である恐れがある。



**義務量（基準利用量）の算定に係る経過措置の必要性**

1. 現時点では、義務対象者たる電気事業者間で新エネルギー等電気の利用の程度には相当な隔たりがある。（別紙参照）
2. このため、仮に既に新エネルギー等電気の利用が進んでいる者に合わせて義務量の設定を全国一律に行うと、利用が進んでいない者にとってあまりに酷な結果となり、他方、仮に利用が進んでいない者に合わせて義務量の設定を全国一律に行うと、既に利用が進んでいる者にとってあまりに容易な義務設定となるばかりでなく、我が国全体の、新エネルギー等電気の利用も進まない結果となってしまう。
3. 以上を踏まえると、制度の開始時点における新エネルギー等電気の利用実績が低い電気事業者については、経過措置期間を設けて、現実に即した義務量を設定することとし、各電気事業者に対応に要する十分な余裕期間を与える必要がある。
4. 他方で、最終的には全ての電気事業者の義務量が一律化されるようにすることとしているため、公平性は確保されていると言える。
5. また、経過措置の適用を受ける電気事業者のうち、新エネルギー等電気の利用実績の低さが同等の水準であるもの同士については、当然同等の水準の義務量が課されることとしているため、この面においても公平性は確保されていると言える。
6. なお、電気事業者が本制度に対応するために必要な期間としては、本制度の目標期間が8年であることから、一期目の最終年度の8年目には、同じ義務比率とすることとし、7年の猶予期間を設けることとする。また、電気事業者の保有する設備の耐用年数が通常15年程度であることから、設備の過半が入れ換わる8年目に同じ義務比率とすることが妥当である。



附則第二条を適用する場合の『基準利用量』の計算は、「本則第四条によって算定した数量」を「新エネルギー等電気の利用の状況その他の事情」を勘案して、下記の方法により、調整して得た数量とする。

[考え方]

本来的には、本則第四条に基づき、基準利用量が設定される場所であるが、B社は、現時点では新エネルギー等電気の利用が著しく少ないため、本則の算定式を適用するのは困難。

$$\text{[B社の本則第四条を適用した場合の義務利用率]} = \frac{\text{[B社の本則第四条によって算定した数量]}}{\text{[当該年度の前年度のB社の電気供給量]}}$$

したがって、附則第二条を適用することにより、B社の新エネルギー等電気の利用状況（既存利用率）及びB社の調整用発電設備の整備状況に応じて、義務比率を算出し、基準利用量を設定することとする。

例えば、計画期間（[8年間]）の[5年目]におけるB社の基準利用量は、以下の通り算定される。

[計算式のイメージ]

$$\text{[B社の基準利用率]} = \left\{ \begin{array}{l} \text{[本則によって算定された義務利用率 (調整用発電設備による調整前の値)]} \\ - \{ \text{[(P)全国の既存利用率の平均値]} - \text{[(Q)B社の既存利用率]} \} \times \text{[8分の3]} \end{array} \right\} \times \text{(R)B社の調整用発電設備の整備率係数}$$

$$\text{(P)全国の既存利用率の平均値} = \frac{\text{[義務適用開始年度の前年度の全国の新エネルギー等電気の供給量の合計]}}{\text{[義務適用開始年度の前年度の全国の電気供給量の合計]}}$$

※(R)は以下の通り算定。

調整用発電設備の整備率	係数
1.0以上	1
0.8以上 1.0未満	0.9
0.8未満	0.8

<義務量（基準利用量）の算定に係る経過措置のイメージ>

